

# 米国加州裁判所の欠席判決の承認に関連して 我が国の手続的公序について判示した最高裁判決の検討

## A Case Study of the Supreme Court's Judgment on §118(3) of Japanese Code of Civil Procedure.

山田 恒久<sup>\*1</sup>

Tsunehisa Yamada

Email: tyamada@dokkyo.ac.jp

最近、我が国における外国判決承認要件の一つと考えられているいわゆる手続的公序に関する判決が最高裁において下された（最高裁第二小法廷平成31年1月18日判決）。事件の概略は以下の通りである。米国加州の法人が原告となって、同じく米国法人である原告の子会社の株式の一部を有する日本法人の被告を相手に、被告の行為により原告が損害を被ったと主張して、米国加州の州裁判所に損害賠償金の支払いを求める訴えを提起した。応訴した被告は、その後、審理に欠席するようになり、原告は米国に特有の判決である欠席判決を下すことを裁判所に求め、これに応じて欠席判決が下された。この判決に基づく強制執行を我が国でするために、執行判決を求める訴えが、大阪地裁に提起された。大阪地裁が、請求の一部を認容し、一部を棄却したため、両当事者がこれを不服として控訴した。二審（原審）の大阪高裁は、本件米国加州の欠席判決が敗訴被告である日本法人に送達されなかったことが、我が国の公の秩序に反するとして、一審原告の控訴を認めず、さらに一審判決の原告勝訴部分も取り消した。これを不服としてなされた上告に応えたのが本件判決である。本件判決では、我が国の手続的な公序の一内容として、被告の防御の機会の保障が挙げられることを判示するとともに、その保障の有無の審理が十分に尽くされていない旨が判示されて、原判決が破毀され、差し戻された。

本稿は、この最高裁判決で示された外国判決承認要件に関する判示に関して、若干の検討を試みるものである。

On January 18, 2019, the Japanese Supreme Court rendered a judgment as to procedural due process on the recognition of foreign judgment. The circumstance of the case is as follows. Plaintiffs, who were California company and individuals, brought an action in California state court for damages against defendants, who were Japanese Company holding stakes of the subsidiary of the plaintiff's company, since defendants harmed the plaintiff's interests with the malicious behavior. As defendant failed to attend the hearing, Plaintiffs claimed registration of default judgment. A California state court ordered a payment of the damages with a default judgment.

Plaintiffs brought an action for a judgment to grant execution based on that default judgment in Japan. The Osaka district court dismissed a part of the action one hand, and granted the execution the other part of the plaintiff's claim. Subsequently, the appellate court, The Osaka High Court, dismissed the appeal by the appellants(defendant). The Japanese Supreme Court ordered rehearing for the circumstance to be clear. The Supreme Court held that the procedural due process which is required at recognition of a foreign judgement includes, public policy in §118(3) of the Japanese Code of Civil Procedure and is a fundamental element of the fairness of procedure in Japan. That must not be a deference between the procedure of two countries, but the guarantee of opportunity to defense.

---

\*1：獨協大学情報学研究所所長

## 1. はじめに

本稿では、最高裁第二小法廷平成 31 年 1 月 18 日判決（民集 73 卷 1 号 1 頁、判時 2409 号 31 頁、判タ 1459 号 36 頁）について検討する。この裁判例に関して、筆者は、偶々、その評釈として別稿を執筆する機会を得た<sup>(1)</sup>。この別稿においては、紙数の関係から大幅な文字削減が必要となり、論旨の一部、及び、デジタル化が相当に進んだ裁判記録へのアクセスに関する米国加洲における状況の紹介部分を割愛せざるをえなかった。本稿は、その折りに作成した割愛前の草稿に加筆したものである。もとより、既に発表した別稿とその骨子において大きな変更はない。とはいえ、削除された表現や説明が補充されることにより、前掲の別稿の理解も容易と思われる。本稿はこうした意図に基づいて発表するものである。

## 2. 判決の概要

### 2.1 事実の概要

米国加州に本店を置き日本食レストランの経営を業としている X1 社、並びに、X1 社の代表取締役 X2 及び同社の株主である X3（いずれも原告、控訴人・被控訴人、上告人、以下、X1 社、X2 及び X3 を総称して「X ら」という。）は、大阪に本店を置き、X1 社の子会社である訴外 B 社の株式を有していた Y 社（被告、控訴人・被控訴人、被上告人）が、B 社の資産を横領したなどと主張して、平成 25 年 3 月頃、米国加州オレンシ郡上位裁判所（以下「本件外国裁判所」という。）に対して Y 社を含む数名に損害賠償金の支払等を求める訴えを提起した（以下「本件外国事件」という。）。X らが訴えを提起した後の同年 4 月頃、Y 社は訴え提起時の本店所在地であった大阪市内の  $\alpha$  区内から  $\beta$  区内へその本店を移転させた。本件外国事件の訴状及び呼出状はその日本語訳とともに、本件外国事件における X らの訴訟代理人から、Y 社の移転後の当時の本店所在地であった大阪市内の  $\beta$  区宛てに、直接郵送された。これを受けた Y 社は、米国内の弁護士を訴訟代理人として選任するとともに、同年 8 月頃、答弁書を提出し、本件外国事件について応訴した。しかし、翌年になって、Y 社の訴訟代理人は、本件外国事件の代理人を辞任する旨を本件外国裁判所に対して申立て、平成 26 年 9 月頃その許可を受けた（後掲参考資料表 - ROA. 〈Register of Actions〉130、以下、ROA 番号のみ記述）。Y 社が平成 27 年 2 月 17 日の本件外国事件の期日に欠席したことから（ROA. 190）、X らは、同年 3 月に、本件外国裁判所に対し、Y 社が補償的損害賠償 18 万 4990 米

ドルに懲罰的損害賠償 9 万米ドルを合わせた合計 27 万 4990 米ドルを支払うことを命ずる旨の欠席の登録（欠席判決の申立て）をした（ROA.193）。

本件外国裁判所は、平成 27 年 3 月 16 日に、この申立てに応じて Y 社に対して一般損害金 27 万 4 千余米ドルに追加費用を合わせた合計 27 万 5 千余米ドルを X らそれぞれに支払うように命ずる欠席判決（default judgement）を言い渡し（ROA.197）、さらにこれを修正する判決（以下「本件外国判決」という。）を言い渡した（ROA.204）。X らの訴訟代理人は、Y 社に対し、本件外国判決の言渡しに関する通知（以下「本件通知」という。）を、普通郵便で発送した。なお、加州法上要求されていないため、本件通知には日本語訳が付されていなかった。また、その送付の宛先として、本店移転後の所在地とは異なる Y 社の訴え提起時の（移転前）本店所在地に近似した、大阪市内の  $\alpha$  区内で丁目の数字のみ、異なった地が記載されていた。

X らは、平成 27 年 6 月頃、本件外国判決に基づき転付命令（ROA.255）を得て、B 社が売却したレストランの売却代金から Y 社が持分に依りて取得すべき債権を差し押さえ、遅くとも同年 12 月頃までに、13 万 4 千余米ドルの弁済を受け、その満足を得た。本件外国判決により Y 社に対して支払いを命じられた金員の残余部分である 14 万余米ドルについての債務名義を得るため、X らは大阪地裁に執行判決を求める訴えを提起した。大阪地裁は、民訴法 118 条各号に掲げられている要件を具備することを要する旨が定められている民執法 24 条 3 項（平 30・4・25 号外法律第 20 号改正前、改正後（現行）5 項）に関して、外国裁判所の判決のうち、懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じる部分は、我が国の公の秩序に反するためその効力を有しない旨を判示した最 2 小判平 9・7・11 日（民集 51 卷 6 号 2573 頁。但し、判旨は、平 8・6・26 号外法律第 109 号による民訴法の改正に伴い、平 8・6・26 号外法律第 110 号によって改正された民執法における民訴法の引用条文が、「200 条」から「118 条」に改められる前の判示である）を引用して、本件外国判決で支払いが命じられている金員のうち、9 万米ドルを既払い弁済金である 13 万 4 千余米ドルとともに減じて、その残余部分の 5 万余米ドルの強制執行を許す旨の、一部認容一部棄却判決を言渡した。それぞれの敗訴部分を不服として、X ら及び Y 社が控訴した。これに応じて大阪高裁は、敗訴当事者に対する判決の送達は、裁判所の判断に対して不服を申し立てる権利を手続的に保障するものとして、我が国の裁判制度を規律する法規範の内容となっており、民訴法 118 条 3 号にいう公の秩序の内容を成している旨、及び、本件外国判決は被上告人に対する

判決の送達がされないまま確定したから、その訴訟手続は同号にいう公の秩序に反している旨を判示して、Y社の控訴を容れ、他方、一審判決中のXらの請求の一部認容部分を取消した。これを不服として、Xらが上告したのが本件である。

## 2.2 判決要旨

原判決破棄・差戻し

### 判旨1

外国裁判所の判決（以下「外国判決」という。）が民事訴訟法118条により我が国においてその効力を認められるためには、判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないことが要件とされているところ、外国判決に係る訴訟手続が我が国の採用していない制度に基づくものを含むからといって、その一事をもって直ちに上記要件を満たさないということではできないが、それが我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、その外国判決に係る訴訟手続は、同条3号にいう公の秩序に反するというべきである（最高裁判平成5年（オ）第1762号同9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁参照）。

### 判旨2

我が国の民事訴訟法においては、判決書は当事者に送達しなければならないこととされ（255条）、判決に対する不服申立ては判決書の送達を受けた日から所定の不変期間内に提起しなければならないとされている（116条、285条、313条）。そして、送達は、裁判所の職権によって、送達すべき書類を受送達者に交付するか、少なくとも所定の同居者等に交付し又は送達すべき場所に差し置くことが原則とされ、当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないなど上記の送達方法によることのできない事情のある場合に限り、公示送達等が例外的に許容されている（98条、101条、106条、107条、110条）。他方、外国判決が同法118条により我が国においてその効力を認められる要件としては、「訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達」を受けたことが掲げられている（同条2号）のに対し、判決の送達についてはそのような明示的な規定が置かれていない。さらに、以上のような判決書の送達に関する手続規範は国ないし法域ごとに異なることが明らかであることを考え合わせると、外国判決に係る訴訟手続において、判決書の送達が行われていないことの一事をもって直ちに民事訴訟法118条3号にいう公の秩序に反するものと解することはできない。もっとも、我が国の民事訴訟法は、上記の原則的な送達方法によることのできない事情のある場合を除き、訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機

会を実質的に与えることにより、当該判決に対する不服申立ての機会を与えることを訴訟法秩序の根幹を成す重要な手続として保障しているものと解される。したがって、外国判決に係る訴訟手続において、当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず、実際には訴訟当事者にこれが了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかったことにより、不服申立ての機会が与えられないまま当該外国判決が確定した場合、その訴訟手続は、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものとして、民事訴訟法118条3号にいう公の秩序に反するということができる。

…以上と異なる見解の下、本件外国判決の内容を被上告人に了知させることが可能であったことがうかがわれる事情の下で、被上告人がその内容を了知し又は了知する機会が実質的に与えられることにより不服申立ての機会を与えられていたか否かについて検討することなく、その訴訟手続が民事訴訟法118条3号にいう公の秩序に反するとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。

## 3. 判旨の検討

### 3.1 判旨の位置付け

平30・4・25号外法律第20号による改正前民執法（以下「旧民執法」という。）24条3項（この改正後には、同項は家事事件手続法の改正に伴う文言が追加され、項数が送られて5項となった）には、執行判決が求められる外国判決については、民事訴訟法118条各号に掲げられている要件を具備することを要する旨が定められている。そして、この民事訴訟法118条3号には、「判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと」が、外国判決の承認の要件として定められている。したがって、外国判決が我が国で承認（又は、執行判決を経由して執行）されるためには、我が国の「判決の訴訟手続」に関する公序、すなわち、手続的公序に反していないことが求められることになる。本判決は、米国加州裁判所で下された欠席判決について、我が国の債務名義を得るために提起された執行判決を求める訴えに関連して、当該外国判決の内容を訴訟当事者に了知させ、又は、了知する機会を実質的に与えることにより、訴訟当事者に不服申立ての機会を与えることが、我が国の手続的公序の具体的内容の一つであることを判示したものと思われる。

民事訴訟法118条3号に定められている手続的公序に関連して争われた裁判例には、①東京地八王子判平10・2・13判タ987号282頁<sup>(2)</sup>、②最三小判

平10・4・28民集52巻3号853頁<sup>(3)</sup>、③横浜地判平11・3・30判時1696号120頁<sup>(4)</sup>、④水戸地龍ヶ崎支判決平11・10・29判タ1034号270頁<sup>(5)</sup>、⑤東京地判平18・1・19判タ1229号334頁<sup>(6)</sup>、⑥東京地判平21・2・12判時2068号95頁<sup>(7)</sup>などがある。このうち、①、②及び⑥は外国裁判所の採証の不当が手続的公序の内容として争われたもの、③及び⑤は、原告が不出頭のまま進められた手続が手続的公序に反するとして争われたもの、④はハワイ州の連邦地裁で下された欠席判決について、その手続が我が国の手続的公序に反するとして争われたものなどがある。なお、いずれも手続的公序に反するという旨の判示はなされていない。

本件外国判決は被上告人に対する判決の送達がされないまま確定したから、その訴訟手続は同号にいう公序に反すると判示した原審の判旨に対して、本件判旨は、単に、外国の訴訟手続が我が国のそれと異なるというだけでは、我が国の公序に反するとはいえないが、しかし、それが我が国の法秩序の基本原則又は基本理念と相いれないものと認められる場合には、公序に反すると判示し（判旨1）、これを前提に、訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機会を実質的に与えることにより、不服申立ての機会を保障することを、我が国の訴訟手続における法秩序の基本原則又は基本理念であると解して、「判決の送達」の有無ではなく、「判決内容の了知（又は実質的な了知の機会）」の有無こそが、判断されなければならない旨を判示した（判旨2）ものと思われる。

### 3.2 判旨1について

本件判旨は、いわゆる萬世工業事件最高裁判決（最二小判平9・7・11民集51巻6号2573頁、以下「平成9年最判」という。）を参照判例として挙げ、外国判決を下した当該外国裁判所で採用されている訴訟手続が、単に我が国のそれと異なるということだけで、我が国の手続的公序に反するとはいえない旨を判示し、加えて、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、その外国判決に係る訴訟手続は、同条3号にいう公序に反する旨を判示した。

しかし、この平成9年最判は、米国加州で下されたいわゆる懲罰賠償を命じる判決の内容が、我が国の実体公序に反するか否かについて判示したものであり、その理由中に当該外国裁判所の「訴訟手続」についての検討はなく、手続的公序についての裁判例とは言い難い。さらに、平成9年最判は、「外国裁判所ノ判決カ日本ニ於ケル公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト」と定められていた、平8・6・26号外法律第109号による改正前の民事訴訟法（以

下「旧民事訴訟法」という。）200条3号の解釈として判示されたものである。したがって、この改正後に、「外国裁判所ノ判決カ」から「判決の内容及び訴訟手続が」と文言修正された該当条文である現行の民事訴訟法118条3号の解釈の根拠<sup>(8)</sup>として挙げることはできないように思われる。以上のことから、参照判例として平成9年最判を掲記した判旨には疑問が残る。

### 3.3 判旨2について

外国の訴訟制度が単に我が国と異なることを、我が国の手続的公序に反するとする学説は見当たらず、裁判官の独立・中立性、当事者の審問請求権の保障<sup>(9)</sup>、裁判体の中立性、対審構造、手続保障<sup>(10)</sup>などが、手続的公序の内容として挙げられている<sup>(11)</sup>。

本件判旨は、我が国の送達制度を、a.送達すべき書類を受送達者に交付する（交付送達若しくは出会送達）か、b.少なくとも所定の同居者等に交付し（補充送達）又は送達すべき場所に差し置く（差置送達）ことを原則とし、他方、c.これらの送達方法によることのできない事情のある場合に限り許される公示送達等（公示送達及び付郵便送達）を例外としていると概括する。その上で、我が国では、原則的な送達方法によることのできない事情のあるc.の場合を除き、訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機会を実質的に与えることにより、当該判決に対する不服申立ての機会を与えることが訴訟法秩序の根幹を成す重要な手続として保障されていると判示した。さらに、「原則的な送達方法によることのできない事情のある場合」の文言を、「当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず」と言い換えている。したがって、「当該外国判決の内容を了知させることが可能であった場合」とは、c.すなわち「公示送達等（公示送達、付郵便送達）によるべき事情がない場合」を意味するものと思われる。また、「訴訟当事者に判決の内容を了知させ」とは、a.の交付送達又は出会送達をその典型とし、「了知する機会を実質的に与える」とは、b.の補充送達又は差置送達をその典型とする意味であると解される<sup>(12)</sup>。このように、本件判旨は、「判決の送達自体の有無」ではなく、その送達によって実現されようとしている「判決内容の了知又は了知の実質的な機会の有無」こそが基準となって、それによって実現される不服申立ての機会の保障自体が手続的公序の判断要素の一つであると判示したものと解される<sup>(13)</sup>。そして、送達方法に関する各国の訴訟手続の相違を前提にすると、この点に関する判旨は正当なものと思われる<sup>(14)</sup>。

しかし、例えば、本件判旨において「判決内容の

了知の実質的な機会」の典型の一つと解される差置送達では、本来送達を受けるべき者が送達書類を受領するわけではなく、その内容が了知されうる状態に差置かれるだけで差置送達は完結する<sup>(15)</sup>。そして、差置送達は送達を受けるべき者（又はこれに準じる者<sup>(16)</sup>）が交付を受けることを拒むという、受領の拒絶意思が要件とされている。これに比して、本件で問題となった、米国加州の訴訟手続においては欠席判決自体の送達の有無が必ずしも欠席判決に対する不服申立の要素になっていないようである<sup>(17)</sup>。欠席の登録（entry of the default）を契機として開始される欠席判決手続においては、欠席した者の敗訴の判決が、いわば自動的に下される。そのため、この手続では、欠席登録の通知の有無が欠席判決の確定の要件とされており<sup>(18)</sup>、あたかも、我が国での判決の確定のための要件として、判決自体の送達が果たしている機能と同様の機能を、欠席登録の通知が果たしているように思われる。結局は、欠席の登録があれば、判決の（欠席者敗訴という）内容は、ほぼ確定的に推認できることになる。そうであるとするなら、送達を受領の拒絶行為により、判決を了知することができる状態（実際の交付は不要）で十分であるという取扱（差置送達）と、欠席（又は懈怠）という手続関与の拒絶という行為により、その結果下される判決が十分な確度をもって推認できる状態で十分であるという取扱（欠席判決制度）を、類似なものとして認め、「判決内容の了知の実質的な機会」の一類型として認めることができるのか否かが、問われるべきことになると思われる<sup>(19)</sup>。

ところで、本件で問題となった米国加州における裁判記録の閲覧制度は、我が国のそれに比して簡便であるようである<sup>(20)</sup>。裁判記録は法律及び規則<sup>(21)</sup>によって電子的に記録されること（“eFiling”）が義務づけられている。そして、この電子的に記録された裁判記録には、当事者が提出した書面（訴状、答弁書、申立書など）、及び、裁判所が作成した文書（判決、命令、通知など）が含まれる<sup>(22)</sup>。さらに、この電子記録の閲覧のためのアクセスは、例えば裁判所や郡役所の一画などに設置された特別の器機に制限されるものではなく、裁判所のHPにアクセスできるPC、ノートパッド、スマートフォンなどの器機によって、どこからでも閲覧が可能のようである（なお、アクセスできる事件記録は、刑事事件はもとより、家事事件や幼児の事件など、事件の種類によって制限がある様だが、しかし、本件のような財産関係事件については、営業秘密などを除き制限はないようである）。閲覧のためのアクセスは、米国50州の居住者に限定されている<sup>(23)</sup>。外国からの閲覧にはIPアドレスの制限がかかっているようで、日本国内からの直接のアクセスはできなかった<sup>(24)</sup>。

したがって、少なくとも米国に居住している者であれば、判決書の謄本を入手することは（米国内の）自宅や事務所からも可能であることが分かる。

こうしたことから、少なくとも本件のような損害賠償を求める訴えに対する判決は、米国内からアクセスする限り、容易に閲覧可能であると言える。そうして、米国加州の制度は、前述のように、欠席の登録をされたことを了知した当事者は、何らかの防御の行動をとらない限り、いわば自動的に欠席判決を受けることが当然であるというものであった。したがって、手続に欠席するという手続関与の拒絶行為が契機となって、電子的に記録された判決で、閲覧可能であることは確実なものに、自らアクセスして閲覧しなければ、その内容を了知できないという状態とも解することができる<sup>(25)</sup>。他方、先に見たとおり、差置送達は、受送達者が送達を受領を拒むという、一種の手続関与の拒絶行為が契機となって、この送達方法が許される状態となるものであった。こうした彼我の制度の状況は、手続関与拒絶の状態が、判決の直接の送達ではなく、判決の了知可能な状態への移行という点で、近似する制度と評価しうるものとも考えられる。

しかし、こうした彼我の制度の懸隔をどの程度まで許容するかについて、本件判旨で示された規範からは必ずしも明らかではない<sup>(26)</sup>。その意味で、「判決内容の了知の実質的な機会」という本件判旨の表現には、その解釈に広狭の可能性があり<sup>(27)</sup> 若干の疑問が残る。

#### 4. むすびにかえて

本稿では、裁判例の検討という視点から問題を捉えたため、いわゆる手続的公序全体に関する検討にまで、範囲を広げることができなかった。各国の訴訟手続は、その国家が置かれている地理的、経済的、文化的な状況を背景に構築されている。とはいえ、本件で検討した米国の例からも明らかのように、実は空間的な懸隔が、これを克服する強い意図によって、かえって物理的な距離を無意味なものとすることを促す原動力となることもある。そして、これを実現させるために、情報技術が不可欠なものとなっているように思われる。今後は、こうした情報技術の進歩が、法学分野に与える影響にも注意を払いながら、いわゆる手続的公序についての検討を進めたい。

#### 参考文献

- (1) 拙稿「本件評釈」新・判例 Watch26号 325頁。
- (2) 米国加州に居住する米国人が米国製自動車輸入販売業を日本で営む日本人に対して、自動

車の所有権の移転に関連して不法行為に基づく損害賠償の支払いを命じる米国加州の裁判所の判決の執行が求められた事例。判旨は、本件の外国判決が詐取されたという被告の主張に応じて、原告が虚偽の事実を主張し立証したことにより本件外国判決が取得されたと認めるに足る証拠はないと判示してこれを認めなかった。さらに、手続公序とは、日本の民事訴訟制度の基本理念である公平、公正の原則のことをいうとする旨を判示した。

- (3) 中国に返還される前の香港において、同地に居住する原告（被控訴人・被上告人）ら（いずれもインド国籍）が被告（控訴人・上告人）ら（日本法人及びインド国籍を有するその取締役）を相手に提起した保証債務の履行等の支払いを求める訴えに係る訴訟で、香港高等法院が下した判決に付随してなされた訴訟費用の支払いを命じる裁判について我が国で執行判決が求められた事例。判旨は、香港高等法院の判決は被上告人らが詐取されたものであり、手続的公序に反するという上告人の主張に対して、民事執行法24条2項を根拠として、外国裁判所における認定判断が証人の誤導的な証言の結果であるというような、証拠の取捨判断の当否（証拠判断の当否）は調査し得ないと判示した。
- (4) 被告（女・韓国籍）が韓国ソウル家庭法院において原告（男・日本国籍）との離婚審判を得て、これに基づいてした我が国の原告の戸籍簿の離婚の記載を、原告がこの韓国の離婚審判の我が国での効力を争い、この離婚が無効であることの確認を求めた事例。判旨は、韓国で離婚の審判手続の開始に必要な呼出しを受け、その後の期日の呼出しが手続の途中から原告の所在不明により送達不可能となり公示送達が行われたとしても、当該手続が行われていることを知っており、審判に出頭する機会を与えられながら、その後の期日にもあえて出頭しなかったのであるから、このような原告が不出頭のまま進められた審判手続が日本における公序良俗に反するということができないと判示した。
- (5) 原告（日本人）が被告ら（日本人及び米国人）に対して提起した、米国ハワイ州のゴルフ場の開発運営のために設立された法人（ハワイ州法人）の株式の帰属を巡って生じた損害の賠償を求める訴えに応じて、ハワイ州地方裁判所が被告らに対して下した懈怠判決（Default Judgement）の執行判決が我が国で求められた事例。判旨は、当初、ハワイ州に

所在する弁護士を通じて、訴状等記載の事実についての認否が記述され、管轄違いを理由に訴え却下を求めることが記載された答弁書を提出するなどの訴訟活動が被告によって行われていたが、しかし、手続の途中から弁護士費用の不払いなどを理由に、弁護士が訴訟代理人を辞任したため、訴訟活動が行われなくなり懈怠判決が下されたことを認定して、自らの訴訟上の利益を防御するための手続的保障が被告には与えられていたものと認められると判示した。また、原告の宣誓供述書のほかにも領収書等の証拠の有無を検討しなかったことについては、我が国の裁判所としては、外国の判決手続における証拠の取捨判断の当否については調査し得ないとして（旧民執法24条2項（改正後民執法同条4項））、本件外国裁判所の訴訟手続が我が国の公の秩序に反するとはいえないと判示した。

- (6) シンガポールで業務を行っていた原告会社の代表者であった被告（住所－日本）に対して、訴訟の召喚状（呼出状）及びその訳文が国際司法共助に基づいて送達されていたにも拘わらず、これに一切の応答をしなかったために、被告欠席のままシンガポール高等法院によって下された、被告にその取締役としての原告会社に対する信任義務違背があったことを根拠とする損害賠償を命じる判決に基づいて執行判決が求められた事例。判旨は、手続公序に反するということを、民事訴訟の基本原則に反する不公正な事由にあたるものであるとして、具体的には、[1] 裁判官の独立がないこと、[2] 裁判所の中立性が保障されていないこと、[3] 被告の審問請求権ないし防御権の保障がないこと、[4] 原告による判決の騙取されたこと、[5] 判決成立過程における第三者の不法行為ないし犯罪の介在があることなどである旨を判示した。その上で、[3] について検討して、日本国内に居住する被告が、間接的一般管轄を認められた外国の裁判所に係属する訴訟に応訴することによって、多大な労力を要する一事だけで、その保障がないとはいえないと判示した。
- (7) 売買契約に基づく未払残代金43万余米ドルの支払を命じる韓国高等裁判所の判決に基づく執行判決が我が国で求められた被告が、この執行が求められている判決を下した韓国裁判所において、その判断の基礎となる事実が証拠によらず認定されたと指摘し、そのことが日本の民訴法の基本理念である弁論主義に違反しており、手続的公序に反すると主張して、執行判決の可否を争った事例。判旨は、旧民

- 執法 24 条 2 項（改正後民執行法同条 4 項）に定められている、「執行判決は裁判の当否を調査しないでしなければならない」という規定を理由に、Y の主張を排斥した（さらに、判決書中の「基礎事実」には、冒頭に証拠が掲記された上で事実認定が記載されていることを根拠に、韓国裁判所が証拠によらずに上記事実を認定したわけではないことが窺われるとも判示されている）。
- (8) 確かに、旧民事訴訟法 200 条 3 号の公序に、手続的公序も含まれるとする解釈が当時の通説であった。また、米コロンビア特別区の連邦裁判所の判決に基づき執行判決が求められた事例で、相互の保証の有無の判断に関連して、これと同趣旨の判示がされた最高裁の裁判例として、最三小判昭 58・6・7 民集 37 卷 5 号 611 頁がある。しかし、同条 1 号又は 2 号に条文上の根拠を求める学説も存在した。当時の学説の状況については、例えば、赤兎正子「外国判決の承認・執行における手続的公序についての一考察」一橋論叢 113 卷 1 号 138 頁、また、拙稿「いわゆる手続公序に関する一試論」法学研究 59 卷 10 号 69 頁など参照。
- (9) 兼子一＝松浦馨ほか『条解民事訴訟法』（1989）639 頁。
- (10) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第 2 版〕』（2006）518 頁。
- (11) その他、手続的公序違反の例として、新堂幸司〔監修〕『実務民事訴訟講座〔第 3 期〕6 卷〕〔中野俊一郎〕では、詐欺的手段で取得した外国判決、先に確定した内国判決と抵触する外国判決などが挙げられている。
- (12) この消息を明らかにするように、Y 社の本店所在地が知れていたため、本件判旨では、「本件外国判決の内容を被上告人に了知させることが可能であったことがうかがわれる事情の下で」と判示されている。
- (13) 早川吉尚「本件評釈」令和元年重判（ジュリ 1544 号）293 頁では、本件判旨を、手続公序の判断基準として、不服申立ての機会が与えられないまま（外国）判決が確定したか否かという基準を判示したものと評価されている。
- (14) 判旨に賛成する見解として、長田真理「本件評釈」UCA ジャーナル 66 卷 4 号 14 頁。他方、安達栄司「本件評釈」新・判例 Watch 25 号 162 頁では、本件判旨が、訴訟追行協力義務について考慮を欠いている点が指摘されている。
- (15) 例えば、兼子・前掲書 485 頁
- (16) 使用人その他の従業者又は同居者であって、書類の受領について相当のわきまえのある者をいう。
- (17) カリフォルニアの Code of Civil Procedure（以下、「CCP」という）§ 1010 には、欠席判決手続の開始のためになされる欠席の登録を受けた当事者には、その後の一切の関係書類の通知を要しない旨が定められている。
- (18) CCP § 587 では、欠席の登録には、その登録の通知の副本を原告が被告（又はその訴訟代理人）に対して郵送した旨の内容を記述した宣誓供述書を添付しなければならない旨が定められている（但し、実際に受領しているか否かは問われない）。
- (19) 例えば、別件で送信された電子メールの存在や、宛名が誤記された書面の郵便による送付の受領の有無は、米国加州の欠席判決手続において、判決自体の被告への送付が「外国判決の訴訟手続」の要件になっていない以上、これに関する公序である手続的公序の要素として考慮されるべきではないと思われる。
- (20) もちろん、我が国でも民事訴訟事件の記録は、当事者及び訴訟代理人はもとより、第三者でも閲覧ができる（民事訴訟法 91 条 1 項では、「何人も」と表現されている。なお謄写については当事者及び利害関係人に限定されており、また、閲覧、謄写等の制限をする決定がなされることもある、同 92 条）。しかし、その閲覧は昼休みを除く開庁時間内に、裁判所の閲覧場所に赴く必要がある。さらに、たとえば、東京地裁の場合には、確実に閲覧するために（保管場所の確認のため）事前の連絡が必要となり、加えて、記録が東京地裁以外の場所に保管されているようなときには、記録を取り寄せるために数日の待機も必要となる。要約すれば、我が国の民事訴訟事件の記録へのアクセスは時間と空間に制約がある。
- (21) 加州民事訴訟法 1010.6 条、加州裁判所規則 2.253(b)(2) 項、並びに、オレンジ郡最高裁規則 352 条及び 601.01 条など。
- (22) 加州裁判所規則 2.250 条参照。なお同条 (b) 項 (Rule 2.250. (b) Definitions) には、“As used in this chapter, unless the context otherwise requires:(1) A "document" is a pleading, a declaration, an exhibit, or another writing submitted by a party or other person, or by an agent of a party or other person on the party's or other person's behalf. A document is also a notice, order, judgment, or other issuance by the court. A document may be in paper or electronic form.”と定められている（下線は筆者）。さらに、同規則 2.252 条

- (g) も参照。
- (23) <https://www.occourts.org/online-services> (2020.0921 にアクセス確認) には、“The access and contents of this site is limited to the residents of the fifty states of the United States of America. International access is prohibited at all times. We apologize for the inconvenience.” とされている。
- (24) なお、米国内からの、裁判記録への事件番号によるアクセス（当事者名からのアクセスも可能）は、事件関係者（当事者及び代理人）に限定されていない。“eFiling”によって、事件記録に容易にアクセスできる状況を提示するために、後掲の参考資料表を添付した（なお、本件の事実関係を明らかにする目的ではなく、米国における裁判記録へのアクセスの実情を示すための資料であるため、原告及び被告の名前は資料から削除した）。
- (25) 中野俊一郎「本件評釈」民商法雑誌 156 巻 1 号 239 頁でも、「将来的に」という限定を付した上ではあるが）、当事者が特定のアカウントにアクセスして裁判上の文書データを入手するといった手法を判決の内容の了知の方法と評価されている。
- (26) 横溝大「本件評釈」ジュリ 1538 号 137 頁でも、本件判旨の具体的判断基準が不明瞭である点が指摘されている。

- (27) 例えば、村上正子「本件評釈」令和元年重判（ジュリ 1544 号）127 頁でも、敗訴当事者の手続懈怠の帰責性や訴訟追行義務の強調の程度により結論が異なる点が指摘されている。そして、当事者の懈怠や義務の違背を強調すれば、外国における判決の送達、公示送達（例えば、秋山ほか・前掲書 419 頁）や付郵便送達（例えば、松永詩乃美「本件評釈」判時 2436 号（判評 753 号 17）147 頁では、外国当事者が送達受理人を指定しない場合には、その当事者の外国の住所に宛てて送達をするという ZPO184 条 1 項の取り扱いが紹介されている）の場合についても、手続保障に欠けていないと解しうる余地があることになる。とはいえ、本文中に触れたとおり、本判決はあくまでも「原則的な送達方法によることのできない事情のある場合を除」いた（通常の送達が可能な）場合に限られた判示である。したがって、公示送達や付郵便送達に関する問題は、判旨の射程外のものと考えられる。なお、我が国の付郵便送達は発送の時に送達が完了する（民訴法 107 条 3 項）。他方、ZPO184 条 2 項では、発送後 2 週間をもって文書が到達したものと擬制される。したがって、この点については両者を必ずしも同列に扱うことはできず、なお検討を要するようにも思われる。

#### [参考資料表]

ROA	Docket	Filing Date	**	Document
1	****	03/12/2013		
~				
130	ORDER GRANTING ATTORNEYS MOTION TO BE RELIEVED AS COUNSEL FILED BY **** ON 09/04/2014	09/04/2014		2 pages
~				
190	REQUEST FOR ENTRY OF DEFAULT FILED BY **** ON 02/17/2015	02/17/2015		11 pages
~				
193	REQUEST FOR COURT DEFAULT JUDGMENT FILED BY **** ON 03/09/2015	03/09/2015		2 pages
~				
197	JUDGMENT (DEFAULT JUDGMENT) FILED BY***** ON 03/16/2015	03/16/2015		1 pages
~				
204	AMENDED JUDGMENT FILED BY **** ON 03/20/2015	03/20/2015		3 pages
~				
255	ORDER - OTHER (ASSIGNMENT ORDER) FILED BY **** ON 05/29/2015	05/29/2015		2 pages
~				
283	****	01/04/2016		